（注意）

１．各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

２．第一面関係

①　※印のある欄は記入しないでください。

②　除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

３．第二面関係

①　２欄の「イ」及び「ロ」、３欄の「ロ」、４欄並びに６欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

②　２欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。

③　２欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

（削る）

④　３欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

⑤　増築と改築とを同時に行うときは、４欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。

（削る）

⑥　５欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

⑦　５欄において「(2)居住産業併用建築物」又は「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック	14

（注意）

１．各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

２．第一面関係

①　※印のある欄は記入しないでください。

②　除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

３．第二面関係

①　１欄の「イ」、２欄の「ロ」、４欄及び６欄の「ハ」は、該当する番号を○印で囲んでください。

②　１欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。

③　１欄の「ロ」及び「ハ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

④　１欄の「ロ」は、該当する番号（兼業の場合は、売上高の最も大きいもの）を○印で囲んでください。

⑤　２欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

⑥　増築と改築とを同時に行うときは、４欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。

⑦　５欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。

⑧　５欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

⑨　５欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・	14